



目 次	ページ
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
(8・18揭示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	
(")	1
◎要配慮者に係る個人情報の保護に関する指針 (南海トラフ地震対策課)	1
◎災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針の廃止 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 (")	2
○保安林の解除予定の通知 (2件) (治山林道課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	3
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (")	3
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の定款変更の認可 (")	4
高知県選挙管理委員会告示	
○高知海区漁業調整委員会委員選挙において繰上補充を行った当選人の住所及び氏名 (8・13揭示)	4
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出 (2件)	4
○政治団体解散の届出	6
入札公告	
○一般競争入札 (免許台帳ファイリング	

システム接続装置の借入れ)の公告 (警察本部会計課) 6

告 示

高知県告示第493号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成26年8月18日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

小筑紫加入区

高知県告示第494号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成22年8月高知県告示第504号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年8月17日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
平成26年8月18日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

小筑紫加入区

高知県告示第495号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第38条第3項の規定により、要配慮者に係る個人情報の保護に関する指針を次のように定める。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

要配慮者に係る個人情報の保護に関する指針

第1 総則

- 趣旨
この指針は、高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号。以下「条例」という。)第38条第3項の規定により、要配慮者に係る個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るとともに、要配慮者を地域で支え合うネットワーク(以下「支援ネットワーク」という。)を構成する近隣住民、自主防災組織その他地域の団体、民生委員法(昭和23年法律第198号)第1条の民生委員、障害者等を支援する団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等(以下「支援者」という。)による要配慮者への支援を円滑に推進するため、支援者が要配慮者に係る個人情報を適正に取り扱う際のよりどころとするものである。
- 定義

- この指針において使用する用語の意義は、別に定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。
 - この指針において「要配慮者への支援に係る活動」とは、次に掲げる活動をいう。
 - 要配慮者の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援、情報伝達等の方法をあらかじめ支援者間並びに支援者、要配慮者及びその家族間で定めるために必要な活動
 - 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第2項又は第3項の規定に基づき市町村から避難行動要支援者名簿(同法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。以下同じ。)の提供を受けて行う活動
 - 南海トラフ地震その他の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに迅速な対応が必要であると支援者が認めて行う活動
 - アからウまでに掲げる活動を災害発生時に迅速かつ円滑に行うために行う平時の見守り活動
 - この指針において「支援団体」とは、支援者のうち団体であるものをいう。
 - この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるものをいう。
- 3 対象とする個人情報
この指針は、個人情報の処理形態にかかわらず、支援者が要配慮者への支援に係る活動に伴って取り扱う個人情報の全てを対象とする。
- 第2 個人情報の適正な取扱い
- 個人情報の収集(災害対策基本法第49条の11第2項又は第3項の規定に基づき市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けることは、含まないものとする。)
 - 支援者は、個人情報を収集するときは、正当な要配慮者への支援に係る活動の範囲内で、その収集目的を明確にし、当該収集目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
 - 支援者は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行うものとする。
 - 支援者は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、この限りでない。
 - 支援者は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、

この限りでない。

(5) 支援者は、個人情報を収集するときは、原則として、本人がその収集目的を確認することができるようにするものとする。

2 個人情報の利用及び共有

支援者は、個人情報を収集したときの目的又は災害対策基本法第49条の11第2項若しくは第3項の規定に基づき市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた目的の範囲内で個人情報を利用し、本人の同意を得た範囲内で共有するものとする。ただし、本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用することができる。

3 個人情報の適正管理

(1) 支援者は、その保有する個人情報（災害対策基本法第49条の11第2項又は第3項の規定に基づき市町村から提供を受けた避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録されたものを除く。）を、要配慮者への支援に係る活動の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新なものとしておくように努めるものとする。

(2) 支援者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 支援者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。ただし、廃棄又は消去以外の方法による取扱いが定められているときは、その取扱いによるものとする。

(4) 支援者は、個人情報及び要配慮者への支援に係る活動で知り得た秘密を、支援者でなくなった後においても、他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

4 個人情報の委託処理に対する措置

支援者は、個人情報の処理を支援者以外の第三者に委託するときは、当該委託先に対して、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

5 個人情報の開示等

(1) 要配慮者又はその家族は、支援者間で協議した支援方法について確認し、支障があると認められるときは、支援者と調整を行っていくものとする。

(2) 支援者は、保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示、訂正、消去又は共有先の変更等を求められたときは、原則として、これに応ずるものとする。

第3 支援団体における個人情報の適正な取扱いに関する責任体制の確立等

1 支援団体は、この指針に規定する個人情報の取扱いについて、当該支援団体における責任者を定め、責任体制を確立するものとする。ただし、法令に基づき既に責任体制を確立し

ているときは、この指針による責任体制を確立したものとみなす。

2 支援団体における責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 個人情報の適正な取扱いに関する規程の制定

(2) 個人情報の保護に関する適正な取扱いに関する方法の支援団体内の構成員への周知の取組

(3) 個人情報の取扱いに関する運用状況の確認及び見直し

(4) 要配慮者又はその家族からの自己の個人情報の取扱いに関する苦情への適切かつ迅速な対処

第4 支援ネットワークにおける個人情報の適正な取扱いに関する規程の遵守等

1 支援ネットワークは、要配慮者への支援の目的が円滑に達成することができるよう、この指針、法令及び各支援団体の保有する個人情報の適正な取扱いに関する規程を遵守するものとする。

2 この指針、法令及び各支援団体の保有する個人情報の適正な取扱いに関する規程の遵守に当たって、その運用方法に関し疑義があるときは、支援ネットワークを構成する支援者は、保有する個人情報の種類の限定その他の適正な取扱いについて、支援ネットワークにおいて協議し、運用方針の詳細を定めるものとする。

高知県告示第496号

災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針（平成21年4月高知県告示第357号）は、廃止する。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーション心愛	須崎市浦ノ内東分124番1	平成26年5月15日
変更後		須崎市浦ノ内東分2217番2	

高知県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーション心愛	須崎市浦ノ内東分124番1	合同会社心愛須崎市浦ノ内東分2217番2	平成26年5月15日
変更後		須崎市浦ノ内東分2217番2		

高知県告示第499号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐市宇佐町竜字神母谷569の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第500号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市山奈町山田字イデカ谷山6170の3（国有林）・6170の4・字ナルサン田山6544（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部
治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第501号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

沖の島加入区

高知県告示第502号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年8月高知県告示第508号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

沖の島加入区

高知県告示第503号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸市 児 玉 義 彦
" 古 井 昭 博
" 山 崎 武 則

(2) 加入区の名称

安芸加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

安芸漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年8月22日から同年9月5日まで

(2) 縦覧場所

安芸漁業協同組合事務所

高知県告示第504号

土佐町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年8月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間
平成26年7月28日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
土佐郡土佐町

高知県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町小籠字 シブクサリ242番1 地先から 南国市岡豊町小籠字 シブクサリ208番1 地先まで	前	27.9 }	202
	後	30.1 }	
南国市岡豊町小籠字 シブクサリ242番1 から 南国市岡豊町小籠字 シブクサリ208番1 地先まで	前	31.8 }	202
	後	50.2 }	

高知県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字勘重 3688番7	前	8.3 }	66
	後	33.0 }	
土佐市甲原字地床 3706番9から 土佐市甲原字地床 3706番7まで	前	9.0 }	102
	後	53.4 }	
土佐市甲原字地床 3708番17から 土佐市甲原字地床 3708番18まで	前	9.3 }	46
	後	22.9 }	
土佐市甲原字地床 3708番17から 土佐市甲原字地床 3708番18まで	前	36.5 }	46
	後	59.5 }	
土佐市甲原字地床 3708番18まで	前	55.0 }	46
	後	63.5 }	

高知県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町白川字西平野地318番1から 香美市香北町白川字西平347番1まで	前	3.1 }	69
	後	5.2 }	69
香美市香北町白川字西平野地318番1から 香美市香北町白川字西平351番1まで	前	10.2 }	103
	後	3.9 }	103
香美市香北町白川字西平361番1から 香美市香北町白川字有ノ木谷406番1まで	前	11.7 }	103
	後	8.3 }	103
後	14.4 }	103	

高知県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年8月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市岡豊町小籠字シラクサリ242番1地先から 南国市岡豊町小籠字シラクサリ208番1地先まで	202	平成26年8月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市後川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
理事	安田 和雄	四万十市秋田	179
〃	山本 敬三	〃 安並	2591
〃	小島 芳雄	〃 〃	2483
〃	岡本 猛	〃 佐岡	555-2
〃	東 志行	〃 古津賀	399-3
〃	野並 勇人	〃 〃	3122-16
〃	沖 延年	〃 井沢	137
〃	西内 幸好	〃 竹島	3673-13
〃	鍋島 信久	〃 双海	747
〃	浜村 祥郎	幡多郡黒潮町出口	738-1
〃	小野 芳夫	四万十市鍋島	1095
〃	江口 雅雄	〃 〃	1350
監事	森 潤吉	〃 安並	915
〃	宮村 成昭	〃 竹島	3430-1
〃	小松 貞久	〃 鍋島	966

(就任)

理事	祖父江 忍	四万十市秋田	401-2
〃	山本 敬三	〃 安並	2591
〃	小島 芳雄	〃 〃	2483
〃	山岡 克輔	〃 佐岡	568・569
〃	東 志行	〃 古津賀	399-3
〃	野並 勇人	〃 〃	3122-16
〃	西内 幸好	〃 竹島	3673-13
〃	鍋島 信久	〃 双海	747
〃	浜村 祥郎	幡多郡黒潮町出口	738-1
〃	小野 芳夫	四万十市鍋島	1095
〃	江口 茂和	〃 〃	1101
監事	森 潤吉	〃 安並	915
〃	東 照幸	〃 古津賀	881-1
〃	小松 貞久	〃 鍋島	966

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区の定款の変更を平成26年8月7日に認可した。

平成26年8月22日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第57号

平成24年8月2日に行った高知海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第93条第1項の規定により繰上補充を行った当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年8月13日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江4212番地6 笹場団地B103	清 岡 国 男

高知県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年8月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中平大世後援会	中平 大世	中平 由起子	高岡郡四万十町大井川379番地	平26・7・1
浜口やすひろ後援会	久松 治幸	浜口 和也	土佐清水市竜串8-7	平26・7・4
甲藤邦廣後援会	西尾 泰洋	甲藤 愛	香美市土佐山田町神通寺234-1	平26・7・24

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年8月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県看護連盟	柿本 佳代子	異動なし	宿毛市片島5-70-1	平26・7・1
異動後		佐光 真由美		高知市上町四丁目7-22	
異動前	自由民主党高知県トラック支部	三谷 哲夫	長山 泰	異動なし	平26・7・3
異動後		岸 圭介			
異動前	自由民主党馬路村支部	清岡 博基	異動なし	安芸郡馬路村馬路3505	平26・7・7
異動後		五味 隆仁		安芸郡馬路村馬路449	
異動前	自由民主党香南市夜須支部	野島 利英	異動なし	香南市夜須町坪井1240	平26・7・7
異動後		西内 治水		香南市夜須町西山771-1	
異動前	自由民主党高知県ときわ支部	異動なし	暮石 宏明	異動なし	平26・7・11
異動後			木内 久史		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県看護連盟	柿本 佳代子	異動なし	宿毛市片島5-70-1	平26・7・1
異動後		佐光 真由美		高知市上町四丁目7-22	
異動前	高知県トラック事業者政治連盟	三谷 哲夫	長山 泰	異動なし	平26・7・3
異動後		岸 圭介			
異動前	日本遺族政治連盟高知県本部	異動なし	西本 昌弘	異動なし	平26・7・3
異動後			山岡 政国		
異動前	興林懇話会	山中 巨司	異動なし	異動なし	平26・7・9
異動後		山下 政司			
異動前	森田英二後援会	異動なし	森田 慎一郎	異動なし	平26・7・10
異動後			高橋 淳一		
異動前	高知県不動産政治連盟	異動なし	矢間 慎一	異動なし	平26・7・11
異動後			新谷 欽吏		

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年8月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
民主党高知県第2区総支部	主たる事務所の所在地	高知市本町五丁目1-12	高知市本町四丁目2-39	平26・7・30

高知県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年8月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
元気に暮らせる香美市・みんなの会	香美市土佐山田町山田1497	門脇 文子	解散	平26・7・15
矢野川周平後援会	土佐清水市三崎1556-2	久松 治幸	解散	平26・7・15
高知県浄化槽対策推進政治連盟	高知市大原町87-8	東川 正弘	解散	平26・7・29

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年8月22日

高知県警察本部長 國枝 治男

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム接続装置 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

(4) 借入物品の納入場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

<p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成26年8月22日（金）から同年9月24日（水）まで（日</p>	<p>曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成26年9月5日（金）午後2時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成26年10月1日（水）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年9月29日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成26年9月24日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないも</p>	<p>のとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年9月8日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: filing system for driver's license records connection device 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 24 September 2014</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 1 October 2014</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 29 September 2014</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	---	---